

(1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
(2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性を審査するため、市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
(3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(4) この届出書は、市において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
(5) 市が支給決定をした後、届出書の不備による返送不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに届出者に連絡・確認できない場合には、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
(6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。
(7) 離婚した（または離婚協議中）の場合、配偶者から、物価高対応子育て応援手当相当分を受け取っていません。
(8) 離婚した（または離婚協議中）の場合、配偶者が受け取った物価高対応子育て応援手当がご自身のものために消費されていません。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

（２．受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（２．受取方法のウを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等